

総務省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十五 （略）</p> <p>二十六 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十二條第十号において同じ。）に対して追悼の意を表す事務に關すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十七 （略）</p> <p>二十八 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に關する法律（平成二十八年法律第九号）第四條第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同條第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に關すること。</p> <p>二十九 総務省設置法第三條第一項の任務に關連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十五 （略）</p> <p>二十六 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十二條第十二号において同じ。）に対して追悼の意を表す事務に關すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十八 総務省設置法第三條第一項の任務に關連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的</p>

な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三十 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(総務課の所掌事務)

第二十二條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四條第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同條第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関する事。

十三 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(文教研修施設の指定)

第三百三十二條 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研修所は、総務省設置法第四條第一項第九十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事。

二十九 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(総務課の所掌事務)

第二十二條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

(新設)

十二 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(文教研修施設の指定)

第三百三十二條 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研修所は、総務省設置法第四條第一項第九十二号に規定する政令で定める文教研修施設とする。